

# 議会運営委員会

日時 令和4年10月13日（木）午前 時 分～  
場所 全員協議会室

---

## 1 議会基本条例の検証及び見直しについて【別紙No.1～3】

### (1) 課題の検討

- 第6条 災害時のタブレット端末の活用について  
第7条 意見交換会における交通費の支給について  
議場の活用について  
第16条 委員会のオンライン開催について

## 2 その他

### (1) 今後の委員会等の日程

- 10月14日（金）10：00～ 議員団研修会（坂本信雄氏）  
13：30～ 広報部会  
21日（金）10：00～ 総務文教常任委員会  
26日（水）13：30～ 産業建設常任委員会  
27日（木）10：00～ 京都スタジアム検討特別委員会  
28日（金）10：00～ 環境市民厚生常任委員会  
15：30～ 政策研究会  
11月 8日（火）13：00～ 全員協議会（財政状況及び今後の見通し）  
11日（金）13：30～ 公共交通対策特別委員会  
17日（木）13：30～ タブレット端末研修  
18日（金）11：00～ 議運事前調整（正副議長、正副委員長）  
21日（月）12月議会議案送付 ※11月28日（月）定例会再開  
10：00～ 議会運営委員会・幹事会  
終了後 広報部会・広聴部会、広報広聴会議、会派会議

## 令和4年度 議会基本条例の検証及び見直し 課題の検討

## &lt;条文&gt;

## 第2章 議会及び議員の活動原則

(災害時の対応)

第6条 議会及び議員は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その果たすべき役割を十分に認識し、迅速かつ的確に行動するとともに、市民生活の維持及び安定に努めるものとする。

2 議会及び議員の災害時の対応について必要な事項は、別に定める。

※参照【運用基準3】災害時の対応

## ○具体的方策・取組状況等

- ・ 亀岡市議会災害対応マニュアルの策定
- ・ フロー図作成 (R1)
- ・ 議会の災害時の対応を、基本条例に明確に位置付け (R3)

## ○検証結果

《議会運営委員会の評価》 A (達成) / 取組検討 / 条文改正なし

## 《決定事項》

- ・ 災害時のオンライン会議に加えて、連絡・報告の手段や常にタブレット端末を自宅に持ち帰るなどの取り決めについて整理し、議会基本条例運用基準の災害対応マニュアル等に入れ込む。

## ◎今回の検討事項

- ・ 議会基本条例運用基準 (災害対応マニュアル) 及びフロー図の改正について  
事務局案【別紙No.2】

## &lt;参考&gt;

- ・ 亀岡市議会タブレット端末及び文書共有システム等使用基準 (抜粋)  
(端末等の取扱い)

第5条 使用者は、貸与された端末等を善良な管理者として適切に管理するものとする。

2 使用者は、議会事務局との円滑かつ迅速な情報伝達のために、庁外においても端末等を必要に応じて、携帯するものとする。

## 令和4年度 議会基本条例の検証及び見直し 課題の検討

### <条文>

第3章 市民と議会の関係  
(市民参加及び市民との連携)

#### 第7条

3 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用し、専門的知見又は政策的意見を討議に反映させるよう努めるものとする。

### ○具体的方策・取組状況等

・参考人制度の活用

H25：4回（常任委員会・決算特別）

H26：4回（常任委員会・議運・決算特別）

H28：1回（常任委員会）

H30：1回（常任委員会）

※R1以降は参考人制度の活用なし（互いの意見を交換する場として、下記のとおり委員会等において意見交換会を開催）

・意見交換会

R1：4回（タクシー事業者、観光協会、監査委員事務局、京都府）

R2：3回（商工会議所等、森の京都DMO、新規就農者）

R3：5回（LGBTQ+、森林組合、タクシー事業者、観光協会、森の京都DMO）

### ○検証結果

《議会運営委員会の評価》 A（達成） / 取組検討 / 条文改正なし

#### 《決定事項》

・意見交換会における交通費（実費弁償）について整理する。

### ◎今回の検討事項

・上記の決定事項について整理、確認する。

<参考>

・ 亀岡市職員等の旅費に関する条例（抜粋）

（旅費の支給）

第3条

- 4 職員又は職員以外の者が、市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合、その他市費を支弁して旅行させる必要がある場合には、その者に対して旅費を支給する。

（旅行命令等）

- 第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令等によって行わなければならない。

- (2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

## 令和4年度 議会基本条例の検証及び見直し 課題の検討

### <条文>

#### 第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

#### 第7条

5 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会の活動に参加する機会の充実を図るものとする。

### ○具体的方策・取組状況等

- ・わがまちトーク、委員会の意見交換会等の開催
- ・議員団研修会の公開
- ・議場の多目的活用 (学校からの議場見学、小学生・中学生・高校生議会、議員研修会場、亀岡祭くじ取り式、行政視察による議場見学、幹事長(会派代表者)討論等)
- ・パブコメ実施 (H22 議会基本条例、H24 暴力団排除条例、H26 定数報酬)
- ・子ども議会、高校生議会、中学生議会等を実施 (H27、H28、H30、R3 (吉川小、東輝中))
- ・街頭アンケート (R3)、まち歩きトーク (R3、R4)

### ○検証結果

《議会運営委員会の評価》 A (達成) / 取組検討 / 条文改正なし

#### 《決定事項》

- ・夏休みなど長期休業期間に日時を決めて市民の議場見学会を検討する。

### ◎今回の検討事項

- ・上記の決定事項について整理、確認する。

### <参考>

#### ・「京都市会 親子ふれあい議場見学会」

内 容：市会議場を見学し市会の仕組みや役割を学ぶ

日 時：令和4年11月6日(日) ①10時～ ②13時30分～

(所要時間 約1時間30分)

対 象：市内「在住」又は「通学」の小学4～6年生の児童とその保護者

定 員：各20組(定員を超えれば抽選)

## 令和4年度 議会基本条例の検証及び見直し 課題の検討

### <条文>

#### 第6章 議会の運営 (委員会の活動)

第16条 委員会は、その特性を活かし、専門的及び具体的な議論により、議案等の審査及び所管事項に関する事務の調査を行わなければならない。

### ○具体的方策・取組状況等

- ・ 常任委員会の月例開催
- ・ 監査委員の常任委員就任

### ○検証結果

《議会運営委員会の評価》 B (一部達成) / 取組検討 / 条文改正なし

### 《決定事項》

- ・ 委員会のオンライン参加について、12月議会で委員会条例等を改正する。
- ・ 委員会のオンライン参加の事由として、全国市議会議長会の例示を踏襲しながら、委員会条例の条文に「その他やむを得ない理由」の文言を加え、その詳細(育児や介護等の要件)は要綱等で整理する。

### ◎今回の検討事項

- ・ 上記の決定事項を踏まえて、オンライン委員会実施に係る詳細事項(実施基準)について整理する。**事務局案【別紙No.3】**

## 亀岡市議会基本条例運用基準（抜粋）

### 3 災害時の対応

亀岡市内において、災害が発生した場合、下記のとおり対応する。

#### 亀岡市議会災害対応マニュアル

##### **災害発生**

###### 【議会事務局】

- 議会事務局長は亀岡市内において災害が発生し、市災害対策本部が設置された場合は直ちに登庁する。
- 議会事務局長が登庁し、市災害対策本部の情報を得た場合は、必要に応じて正副議長に連絡し、登庁を依頼する。

##### **安否確認・連絡体制の確立**

###### 【議会事務局】

- 議会事務局は、**携帯電話、自宅電話、電子メール（議員登録アドレス及びタブレット端末付与アドレス）、ファックス等の手段**により、議員の安否を確認し、議長に報告する。

###### 【議員】

- 議員は議会事務局から安否確認の連絡がない場合、速やかに安否を事務局へ連絡する。また事務局との連絡がとれるよう、常に**所在及び連絡手段**を明確にしておく。

##### **情報収集・情報提供**

###### 【議会事務局】

- 議会事務局は市災害対策本部から情報を収集する。収集した情報を議長の指示のもと、議員に提供する。

###### 【議員】

- 議員は、議長から登庁の指示がない限り、次のことを行う。
  - ①地域の救助活動等に協力する。
  - ②地域において被災者に対する相談及び助言等を行う。
  - ③被害状況及び避難場所の調査を行い、必要に応じて議会事務局を通して議長に報告する。

###### 【議長】

- 議長は、議員から得た情報を必要に応じて市災害対策本部へ伝達する。

##### **亀岡市議会災害対策本部設置**

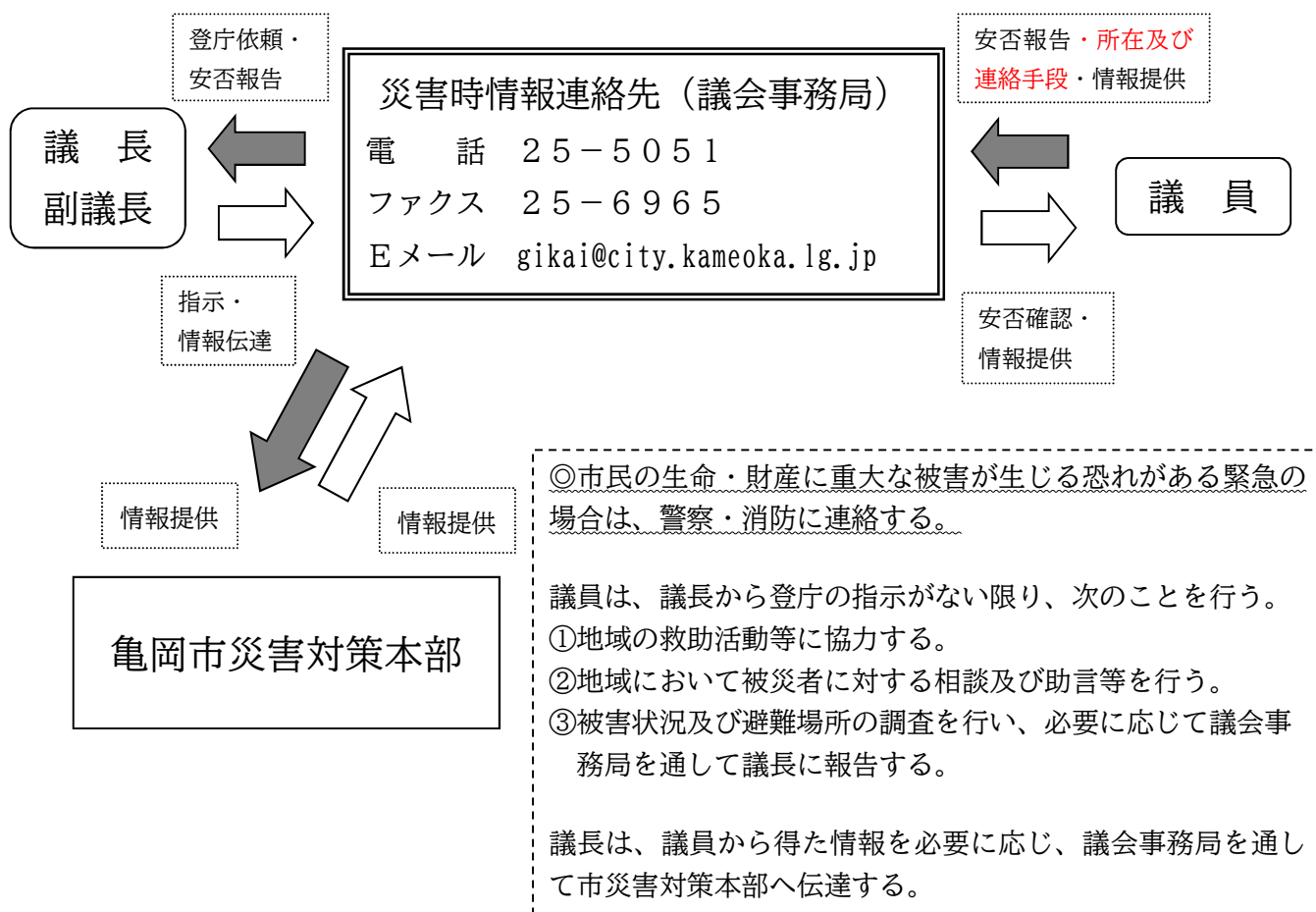
###### 【議長】

- 議長は、被害の状況により、議会对応の必要性がある時は「亀岡市議会災害対策本部」を設置することができる。

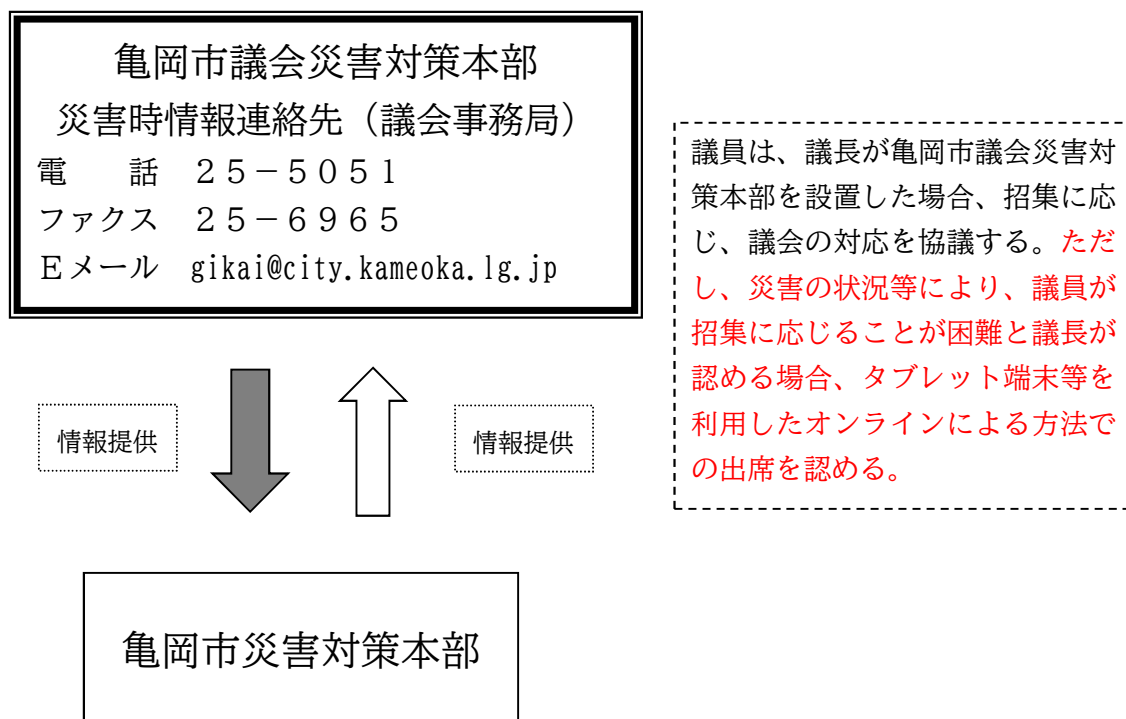
###### 【議員】

- 議員は、議長が亀岡市議会災害対策本部を設置した場合、招集に応じ、議会の対応を協議する。**ただし、災害の状況等により、議員が招集に応じることが困難と議長が認める場合は、タブレット端末等を利用したオンラインによる方法での出席を認める。**

## 【市議会災害対応マニュアル フロー図①（災害発生～情報提供）】



## 【亀岡市議会災害対応マニュアル フロー図②（災害対策本部設置時）】





## 亀岡市議会オンライン会議実施基準（案）

令和4年 月 日 議会運営委員会決定

（趣旨）

第1条 この基準は、亀岡市議会委員会条例（昭和48年亀岡市条例第43号。以下「条例」という。）その他規則等に定める映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法を活用した会議（以下「オンライン会議」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（オンライン会議の開催）

第2条 オンライン会議は、次に掲げる場合に開催することができるものとする。

- （1）新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等やむを得ない理由により開会する場所へ委員等（当該会議等に所属する議員及び出席を認められた議員をいう。以下同じ。）を招集することが困難であると委員長等（当該会議等を招集する者をいう。以下同じ。）が認めるとき。
- （2）委員等が育児、介護、疾病、看護等やむを得ない理由により開会する場所へ参集することが困難であると委員長等が認めるとき。
- （3）その他委員長等が特に必要と認めるとき。

2 前項第2号の規定によりオンライン会議に出席することを希望する委員等は、書面（電子メールでの提出を含む。）により、原則、開催日前日（市の休日にあたる場合は、その前日。）の午前10時までに、委員長等に申し出なければならない。

3 委員長等は、前項の規定により申し出た委員等に対して欠席事由を証する書面等の提出を求めることができる。その場合は、申し出た委員等はこれに応じなければならない。

（委員長等及び副委員長等の参集）

第3条 オンライン会議を開催する場合は、委員長等及び副委員長等は、円滑な議事運営を確保する観点から、原則、開会する場所に参集するものとする。

（オンライン会議出席委員の責務）

第4条 オンラインにより会議に出席する委員等（以下「オンライン出席委員」という。）は、常に映像と音声の送受信により会議への参加に支障のないようにするとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）情報セキュリティ対策を適切に講じること。
- （2）録音、録画及び写真撮影を行わないこと。
- （3）オンライン出席委員が現にいる場所に当該委員以外の者を入れないよう努めること。
- （4）会議に関係しない映像や音声が入り込まないように努めること。
- （5）会議にふさわしい服装で出席すること。

- (6) 非公開の会議においては、イヤホンの装着等により外部に音声は漏れないよう措置すること。
- 2 オンライン出席委員は、オンライン会議開会予定時刻の15分前までに、議会議務局職員との間で通信環境が良好に保たれていることを確認するものとする。
  - 3 オンライン会議に出席するために必要な経費は、オンライン出席委員の負担とする。

(オンライン出席委員の出席確認)

第5条 委員長等は、オンライン出席委員について、当該委員の映像及び音声を確認することができる場合に限り、出席委員と認めるものとする。

(オンライン会議における発言)

第6条 オンライン出席委員は、参集による出席と同様に、挙手により委員長等に発言の許可を求め、発言時のみミュート状態を解除して発言する。

(オンライン会議における表決)

- 第7条 委員長等は、問題について異議の有無を諮るときは、オンライン出席委員及び委員会室等に出席している委員と同時に行うものとする。
- 2 表決宣告の際、第5条の状態を確認することができないオンライン出席委員は、表決に加わることができない。
  - 3 オンライン会議においては、投票で表決をとることができない。

(会議録)

第8条 オンライン会議の会議録の作成に当たっては、オンライン開催の旨を記載するとともに、オンライン出席委員であることが分かるように記載するものとする。

(公述人の発言)

第9条 オンラインによる方法で出席する公述人が条例第25条第3項に規定する状況にあるときは、委員長等は、ミュート状態または回線を遮断することにより、映像及び音声の送受信を停止する措置を講じることができる。

(その他)

第10条 この基準に定めのない事項又は改正の必要が生じた場合は、議会運営委員会に諮って決定するものとする。ただし、突発的な事象又は個別事情によるものに関しては、委員長等が必要に応じて当該委員会等に諮って決定するものとする。

附 則

この基準は、公布の日から施行する。